内閣府 第1次回答

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育•文化

提案事項(事項名)

奨学金事務にかかるマイナンバーの利用をする主体の拡大

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第 2 106 項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)

具体的な支障事例

【現状】

平成 17 年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学資金事業等を移管している。

【支障事例】

当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。

しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 別表第2 106 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県、大分県、沖縄県

- 〇高等学校奨学会でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。
- 〇本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。

よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考える。

〇本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学資の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。

各府省からの第1次回答

マイナンバー法第9条第2項により、地方公共団体は条例で個人番号を利用することができる事務を定めることが可能であり、また当該事務を委託している場合、委託先においても個人番号を利用することは可能です。

個人情報保護委員会 第1次回答

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育•文化

提案事項(事項名)

奨学金事務にかかるマイナンバーの利用をする主体の拡大

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第 2 106 項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)

具体的な支障事例

【現状】

平成 17 年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学資金事業等を移管している。

【支障事例】

当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。

しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 別表第2 106 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県、大分県、沖縄県

- 〇高等学校奨学会でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。
- 〇本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。

よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考える。

〇本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学資の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。

各府省からの第1次回答

条例事務関係者情報照会者については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号で「地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるもの」と規定されているところ、公益財団法人に独自利用事務の情報連携を認める前提として、マイナンバー法の改正が必要となるものと認識している。

総務省 第1次回答

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育•文化

提案事項(事項名)

奨学金事務にかかるマイナンバーの利用をする主体の拡大

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第 2 106 項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)

具体的な支障事例

【現状】

平成 17 年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学資金事業等を移管している。

【支障事例】

当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。

しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 別表第2 106 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県、大分県、沖縄県

- 〇高等学校奨学会でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。
- 〇本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。

よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考える。

〇本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学資の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。

各府省からの第1次回答

(内閣府の回答を記載)

マイナンバー法第9条第2項により、地方公共団体は条例で個人番号を利用することができる事務を定めることが可能であり、また当該事務を委託している場合、委託先においても個人番号を利用することは可能です。

文部科学省 第1次回答

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

教育•文化

提案事項(事項名)

奨学金事務にかかるマイナンバーの利用をする主体の拡大

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第 2 106 項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)

具体的な支障事例

【現状】

平成 17 年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学資金事業等を移管している。

【支障事例】

当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。

しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 別表第2 106 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県、大分県、沖縄県

- 〇高等学校奨学会でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。
- 〇本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーに よる情報取得ができない。

よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考える。

〇本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学資の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。

各府省からの第1次回答

公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する 事務を行うものではないため、別表第二の百六項に追加することはできないと考えます。その上で、公益財団法 人がマイナンバー情報を利用可能となるよう制度改正することについては、関係省庁との調整が必要となるもの と考えています。

内閣府 第1次回答

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

公営住宅の管理事務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。

現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。

マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。

その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。

マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。

このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。

く参考>

主な事務の年間処理件数

•収入申告:約 127,000 件

-家賃減免:約30,000件

•入居決定:約5,000件

•同居承認:約 2,000 件

•地位承継:約 2,000 件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、神奈川県、八尾市、愛媛県、大牟田市

○当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。

円滑な事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。

○当団体では公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者 が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。

現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で当団体に引き継ぎ、当団体がそれらの書類をもとに審査している。

マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査 に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当団体に 引き継がれることとなる。

その後、当団体職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当団体職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。

マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。

このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。

く参考>

主な事務の年間処理件数

•収入申告:約 22,000 件

•家賃減免:約11,000件

•入居決定:約 1,000 件

- 同居承認: 約 600 件

•地位承継:約300件

各府省からの第1次回答

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を紐付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするとともに、情報連携をすることができる場合をマイナンバー法別表第2に規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。

指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしておりません。

総務省 第1次回答

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

公営住宅の管理事務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。

現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。

マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。

その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。

マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。

このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。

く参考>

主な事務の年間処理件数

• 収入申告:約 127,000 件

-家賃減免:約30,000件

•入居決定:約5,000件

•同居承認:約 2,000 件

•地位承継:約2,000件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、神奈川県、八尾市、愛媛県、大牟田市

〇当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。

円滑な事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。

○当団体では公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。

現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で当団体に引き継ぎ、当団体がそれらの書類をもとに審査している。

マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当団体に引き継がれることとなる。

その後、当団体職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当団体職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。

マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。

このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。

く参考>

主な事務の年間処理件数

• 収入申告:約 22,000 件

•家賃減免:約11,000件

•入居決定:約1,000件

•同居承認:約600件

•地位承継:約300件

各府省からの第1次回答

(内閣府の回答を記載)

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を紐付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするとともに、情報連携をすることができる場合をマイナンバー法別表第2に規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。

指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしておりません。

国土交通省 第1次回答

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

公営住宅の管理事務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。

現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。

マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。

その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。

マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。

このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。

<参考>

主な事務の年間処理件数

•収入申告:約 127,000 件 •家賃減免:約 30,000 件

·入居決定:約 5,000 件 ·同居承認:約 2,000 件

•地位承継:約 2,000 件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、神奈川県、八尾市、愛媛県、大牟田市

〇当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。

円滑な事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。

○当団体では公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者 が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。

現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で当団体に引き継ぎ、当団体がそれらの書類をもとに審査している。

マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当団体に引き継がれることとなる。

その後、当団体職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当団体職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。

マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。

このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。

<参考>

主な事務の年間処理件数

• 収入申告:約 22,000 件

•家賃減免:約11,000件

•入居決定:約 1,000 件

•同居承認:約 600 件

•地位承継:約300件

各府省からの第1次回答

(内閣府の回答を記載)

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を紐付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするとともに、情報連携をすることができる場合をマイナンバー法別表第2に規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。

指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしておりません。

内閣府 第1次回答

					_	
管理番号	299	提案区分	B 地方に対	対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項(事項名)					
マイナン	ノバー制度	をにおける管理	代行者に対	する情報提供ネットワ	フークシステム	△利用環境の整備
提案団体						
九州地	方知事会					
制度の所管	·関係府征	<u>k</u>				
内閣府	、総務省、	国土交通省				
求める措置	の具体的	内容				
マイナンが必要		[において、情	報提供ネット	ワークシステム(NW	/S)を使用する	るためには、中間サーバー(SV)
中間SV されてし	/について ハるが、公	営住宅の管理	代行者向け	のソフトウェアの開発	は進められて	は、総務省において一括して開発 こいない。 用を認めるよう求めるもの。
具体的な支	障事例					
			蚀でソフトウェ	ニア開発や中間SVを	保有する必要	ēがあるが、技術や経費の面にお
制度改正に	よる効果	(提案の実現	見による住民	その利便性の向上・	行政の効率	化等)
【効果】 情報提	供ネットワ	ークシステム	を利用した、は	地方公共団体の関係	機関等による	る必要な情報の効率的な確認。
根拠法令等						
行政手	続における	る特定の個人	を識別するた	めの番号の利用等に	に関する法律	(平成 25 年法律第 27 号)第19条
追加共同提	案団体及	び当該団体等	∮から示さ∤	ぃた支障事例 (主な	にもの)	
_						
各府省から	の第1次	回答				
中間	サーバー	は情報提供ネ	ットワークシス	ステムを利用した情報	最連携のため	に必要なものであるため、情報連

携の主体において適切に措置していただく必要があるものです。

総務省 第1次回答

				小心力百分!	人 国古				
管	理番号	299	提案区分	B 地方に対する規制緩	和 提案	分野	その他		
提第	₹事項(事	項名)							
マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備									
提案団体									
	九州地力	与知事会							
制度の所管・関係府省									
内閣府、総務省、国土交通省									
求める措置の具体的内容									
	マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。								
	中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。								
	管理代行	テ者に地:	方公共団体向	けの中間SVを経由した、	情報提供NWS	の利用	用を認めるよう求めるもの。 		
具体	体的な支障	章事例							
	【支障事 公営住写 いて、極	它の管理		触でソフトウェア開発や中	間S∀を保有する	る必要	憂があるが、技術や経費の面にお		
制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)									
	【効果】 情報提供	共ネットワ	ークシステムで	を利用した、地方公共団体	の関係機関等	による	6必要な情報の効率的な確認。		
根拟	见法令等								
	行政手約	売における	る特定の個人を	を識別するための番号の	利用等に関する	法律	· (平成 25 年法律第 27 号)第19条		
追加	 口共同提到	案団体及	び当該団体等	等から示された支障事例	」(主なもの)				
	_								
	_								

各府省からの第1次回答

中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置していただく必要があるものです。

なお、自治体中間サーバープラットフォームについては、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構が整備・提供し、地方公共団体が利用しているものであり、地方公共団体以外の主体が情報連携を実施する場合については、当該主体において環境整備を実施する必要があるものです。

国土交通省 第1次回答

管理番号 299 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 その他
提案事項(事項名)
マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備
提案団体
九州地方知事会
制度の所管・関係府省
内閣府、総務省、国土交通省
求める措置の具体的内容
マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)
が必要となる。 中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。 管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。
具体的な支障事例
【支障事例】 公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。
制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)
【効果】 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体の関係機関等による必要な情報の効率的な確認。
根拠法令等
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第19条
追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)
_
各府省からの第1次回答

中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連 携の主体において適切に措置していただく必要があるものです。

内閣府 第1次回答

管理番号

252

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。(事務処理要領の改正)

具体的な支障事例

マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。

従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっている。

繁忙期の1月~5月では、200~300件/1日を処理し、1件について世帯員4名であった場合、最大1,200枚の追記が必要となる。追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住所変更による券面事項の追記を不要にした場合、転入・転居などの事務作業のうち通知カードへの記載時間が不要となるため、住民の待ち時間の短縮が期待される。また、住所異動が多い住民は、追記欄不足が頻繁に発生し、通知カードの再交付が必要となるが、住所異動による追記が対象外となれば、再交付件数が抑えられ、発行及び送付にかかる経費の削減を図ることができる。

マイナンバーカードは、本人確認書類となるため、変更事項の追記は必要と考えるが、通知カードは、本人確認書類にはならない書類であり、他に本人確認書類の提示が必要であるため、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考える。

窓口事務の円滑な運用や、住民待ち時間の短縮や通知カード再発行にかかる経費の削減のため制度改正が必要と考える。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第5項 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第2-3(2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、川越市、所沢市、桶川市、銚子市、柏市、八王子市、新宿区、文京区、練馬区、川崎市、松本市、東海市、尾張旭市、津市、大阪市、高槻市、広島市、宇部市、下松市、山陽小野田市、八幡浜市、北九州市、大牟田市、久留米市、大分市、中津市

〇本市は、東京に近いベッドタウンの性格を持ち、住民異動の届出を毎年多く受けている。

制度開始により、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加されたことで、業務量及びその所要時間が大きな負担となり、住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因になっている。

また、窓口対応に要する時間が増えたことで、他の業務が業務時間内に終わらず、時間外勤務に繋がるケースも多く発生している。

本人確認に使用できない通知カードの追記事務が不要となることで、職員約1.5人分の業務量が削減となり、直結して増えている住民の待ち時間の減少につながるため、制度改正が必要と考える。

通知カード追記発生要件 = 転入・転居届出

●H27年度

転入届出数 15,998件 転居届出数 7,686件

●住民基本台帳人口·世帯数(H28年3月31日現在)

人 口 410, 033人 世 帯 179, 764世帯 世帯人口 2. 28人

●追記カード数

(15, 998+7, 686)×2. 28 = 約54, 000枚

- ●1件あたり追記時間 約3分
- ●1年に増加する時間

54,000枚 ×3分 = 2,700時間(348日分)⇒職員1.5人分の業務量

○通知カードは住民票を要する全住民が所持しているものであり、住所異動が発生するたびに通知カードの追記が必要となるため、住民の方の待ち時間が以前より多くなっている。

また、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方書を含む場合に追記が複数行にわたり、欄がすぐに埋まり再交付件数が多くなる。

税・社会保障の手続き時にマイナンバーを提示する際、通知カードは本人確認書類にあたらないため、通知カードと本人確認書類を提示しなければならない現在の運用であれば、通知カードは番号提示書類という意味合いが強いと思われ、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考える。

マイナンバーカードについては本人確認書類となるため追記が必要と考えるが、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方書を含む場合はすぐに埋まってしまう。シール等を張ることも認められていないため追記欄の拡張を要望する。

〇当市においても、平成27年度実績で、年間6592件の転居及び6566件の転入があることから、通知カード及びマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が大きな負担となっている。特に、住民異動が集中する3月~4月については、今年は追記事務が増えたこともあり、例年にも増して窓口での待ち時間が大幅に増加し、多くの市民の方にご迷惑をかけることになった。本人確認書類とはならない通知カードについては、住所変更による追記を不要とするよう制度を改正することによって、処理時間を短縮することができることから、窓口事務の円滑な運用や市民の待ち時間の短縮を図ることが可能になる。

〇住民異動及び外国人住民が多い本市では、住所変更があると通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書の券面記載事項の追記欄への記載作業及び通知カードの表面記載事項の追記欄がいっぱいになったことによる再交付申請作業(追記記載欄が5行しかなく、住所等を2回変更(住所変更を記載するのに概ね2行を要する)すれば3回目には再交付申請が必要)が大きな負担となり、また、住民異動が多い時期については市民の窓口での待ち時間増大の要因となっている。

また、市民が異動届出時に通知カードを提出しなかった場合、14日以内に通知カード表面記載事項変更届を提出し通知カードの表面記載事項を変更しなければならないとされている。

通知カードについては、本人確認書類にならない書類であるため、通知カードの表面記載事項の内容に変更や住所異動があった場合についての手続き及び記載を厳格に行う必要はないと考える。

窓口事務の円滑な運用や市民の手続きの省略や待ち時間の短縮、通知カード再交付にかかる経費の削減のためにも通知カードの表面記載事項の変更届等については不要とするよう制度改正が必要と考える。

〇当市は外国人実習生の割合が多く、転入・転居の際に一度に 10~20 人がまとまって手続きされることもある。外国人の異動の場合、異動届の入力のほかに在留カードに新たな居住地を記載し、さらに通知カード・個人番号カードの券面変更事項を記載しなければならないため、その間対応する事務職員の数が不足し、一時的ではあるが窓口での待ち時間増大の原因となっている。

○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。これ

により、住所変更による通知カードへの追記だけでも、年間約6万3千枚の追記事務が増大し、住所異動の繁忙期においては最大約700枚/日の事務が増大している。

これにより、住民異動の窓口において事務処理時間及び待ち時間が増大し、区民サービス低下の大きな要因となっている。また、増大した事務作業のための人件費も区市町村の大きな負担になっている。

この様な状況の中、次の理由により、通知カードの券面変更事項の追記事務について、「住所変更」については追記の対象から除外する本提案について賛同する。

- ①通知カードの交付目的は個人番号を通知し当該個人番号を確認するためのものであり、一般的な本人確認書類としては利用できない。また、個人番号の確認においては、通知カードに記載された氏名・生年月日により対象個人を特定できるため、常に最新の住所を追記する必要性に欠ける。
- ②通知カードの追記事務は法定受託事務の対象外とされているため、全国の区市町村において当該追記事務のための費用負担が発生しているが、真に必要のない事務を見直すことにより、地方財政の健全化に寄与する。
- ③都市部では人口流動が激しく、頻繁に住所異動を行う者も多く見受けられ、通知カード追記欄の余白が無くなることによる再交付が今後増大すると見込まれる。住所変更の追記を除外することにより、通知カード再交付件数を抑制し、通知カード所持者の手続きの負担軽減、通知カードの再交付に係る経費(国庫補助)の削減が図られる。
- 〇住民異動事務の際、通知カード及びマイナンバーカードに券面事項の追加が必要であるため、住民の待ち時間が増えている。

また、通知カードについては、カードを規定の大きさに裁断する必要があるが、裁断機は高額で購入が難しく、 裁断を手作業で対応しているため、住民異動が多い時期は、待ち時間の増大となっている。

○通知カードの追記については、カードを切り取らずに持参する方が多いため、破かないように注意して切り取り、誤りがないように二重チェックで住所等を記載しており、事務量の増大を生んでいる。

これに伴い、1件の異動処理にかかる時間も増大しており、住民の待ち時間は繁忙期最大5時間超となった。 また、転入・転居届出時に通知カードを持参しない住民も多く、後日そのために再来庁していただき、券面事項 変更届を記載していただく必要が生じ、住民にとっても手間となっている。

通知カードは本人確認書類とならないことは、総務省からの通知でも明らかにされており、券面記載事項の変更に伴う追記は必要ないと考えられる。

〇マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務 に追加された。

従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっている。

当区においては、年間の転入者約 44,000 人(国外転入除く)、区内転居者約 30,000 人計 74,000 人全員の通知カード、マイナンバーカードの券面記載(追記)をしなければならない。転入、転居以外にも戸籍届による氏名変更に伴う券面記載も必要になる。マイナンバーカード、券面記載の変更の他に券面アプリケーション、券面入力補助の更新、希望者には署名用電子証明書の更新を行わなければならない。また3~4月の繁忙期は、年間の転入・転居届出の 40%が集中する。

追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。

通知カードは本来、個人番号を住民に通知するのが目的で、本人確認書類として使用できないので、変更事項の券面記載は必要ないのではないか。番号制度上、個人番号と最新の住所の記載が必要ならば、コストがかかるカード形式ではなく、改ざん防止用紙を用いた「個人番号通知」を住所等変更の度に統合端末または既存住基端末から、印刷し交付する方式で十分ではないか。

〇通知カードは一般的な本人確認書類としては利用できないこと及びその主な目的が名称にもあるとおり本人 への番号通知であること並びに紙製のカードは保管状態次第で裏書が不能となる状態になりやすいことを踏ま え、番号通知後のカード所持者の手続きの負担軽減及び混雑期における市区町村の事務負担の軽減のため、通 知カードへの住所の裏書を廃止するよう要望する。

実際の事務処理にあたっては、カードを持参しない例が散見され、裏書を実施できないことが多い。そのための 再来所を求めることの住民負担は極めて重い。加えて、カードの裏書欄に限りあることも勘案のうえ、住民異動 の多い時期は特に大都市圏では住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっていることも併せてその裏 書をしないことを切に要望するものである。

各府省からの第1次回答

マイナンバー制度においては、他人の個人番号を告知してなりすましを行う行為を防ぐため、個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行うこととしています。

個人番号カードの交付を受けていない場合などにおいては、通知カードの記載事項及びそれを証する書類により本人確認を行うこととなりますが、通知カードの記載事項の変更を行わないこととすると、本人確認が適切に 行えなくなるおそれがあります。

したがって、マイナンバー法第7条第4項又は第5項により、通知カードに係る記載事項に変更があったときは、当該カードの追記欄等に変更に係る事項を記載することとしています。

総務省 第1次回答

管理番号

252

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。(事務処理要領の改正)

具体的な支障事例

マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。

従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっている。

繁忙期の1月~5月では、200~300件/1日を処理し、1件について世帯員4名であった場合、最大1,200枚の追記が必要となる。追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住所変更による券面事項の追記を不要にした場合、転入・転居などの事務作業のうち通知カードへの記載時間が不要となるため、住民の待ち時間の短縮が期待される。また、住所異動が多い住民は、追記欄不足が頻繁に発生し、通知カードの再交付が必要となるが、住所異動による追記が対象外となれば、再交付件数が抑えられ、発行及び送付にかかる経費の削減を図ることができる。

マイナンバーカードは、本人確認書類となるため、変更事項の追記は必要と考えるが、通知カードは、本人確認書類にはならない書類であり、他に本人確認書類の提示が必要であるため、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考える。

窓口事務の円滑な運用や、住民待ち時間の短縮や通知カード再発行にかかる経費の削減のため制度改正が必要と考える。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第5項 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第2-3(2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、川越市、所沢市、桶川市、銚子市、柏市、八王子市、新宿区、文京区、練馬区、川崎市、松本市、東海市、尾張旭市、津市、大阪市、高槻市、広島市、宇部市、下松市、山陽小野田市、八幡浜市、北九州市、大牟田市、久留米市、大分市、中津市

〇本市は、東京に近いベッドタウンの性格を持ち、住民異動の届出を毎年多く受けている。

制度開始により、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加されたことで、業務量及びその所要時間が大きな負担となり、住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因になっている。

また、窓口対応に要する時間が増えたことで、他の業務が業務時間内に終わらず、時間外勤務に繋がるケースも多く発生している。

本人確認に使用できない通知カードの追記事務が不要となることで、職員約1.5人分の業務量が削減となり、直結して増えている住民の待ち時間の減少につながるため、制度改正が必要と考える。

通知カード追記発生要件 = 転入・転居届出

●H27年度

転入届出数 15,998件 転居届出数 7,686件

●住民基本台帳人口·世帯数(H28年3月31日現在)

人 口 410,033人 世 帯 179,764世帯 世帯人口 2.28人

●追記カード数

(15, 998+7, 686)×2. 28 = 約54, 000枚

- ●1件あたり追記時間 約3分
- ●1年に増加する時間

54,000枚 ×3分 = 2,700時間(348日分)⇒職員1.5人分の業務量

○通知カードは住民票を要する全住民が所持しているものであり、住所異動が発生するたびに通知カードの追記が必要となるため、住民の方の待ち時間が以前より多くなっている。

また、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方書を含む場合に追記が複数行にわたり、欄がすぐに埋まり再交付件数が多くなる。

税・社会保障の手続き時にマイナンバーを提示する際、通知カードは本人確認書類にあたらないため、通知カードと本人確認書類を提示しなければならない現在の運用であれば、通知カードは番号提示書類という意味合いが強いと思われ、住所異動まで厳格に記載する必要性はないと考える。

マイナンバーカードについては本人確認書類となるため追記が必要と考えるが、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方書を含む場合はすぐに埋まってしまう。シール等を張ることも認められていないため追記欄の拡張を要望する。

〇当市においても、平成27年度実績で、年間6592件の転居及び6566件の転入があることから、通知カード及びマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が大きな負担となっている。特に、住民異動が集中する3月~4月については、今年は追記事務が増えたこともあり、例年にも増して窓口での待ち時間が大幅に増加し、多くの市民の方にご迷惑をかけることになった。本人確認書類とはならない通知カードについては、住所変更による追記を不要とするよう制度を改正することによって、処理時間を短縮することができることから、窓口事務の円滑な運用や市民の待ち時間の短縮を図ることが可能になる。

〇住民異動及び外国人住民が多い本市では、住所変更があると通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書の券面記載事項の追記欄への記載作業及び通知カードの表面記載事項の追記欄がいっぱいになったことによる再交付申請作業(追記記載欄が5行しかなく、住所等を2回変更(住所変更を記載するのに概ね2行を要する)すれば3回目には再交付申請が必要)が大きな負担となり、また、住民異動が多い時期については市民の窓口での待ち時間増大の要因となっている。

また、市民が異動届出時に通知カードを提出しなかった場合、14日以内に通知カード表面記載事項変更届を提出し通知カードの表面記載事項を変更しなければならないとされている。

通知カードについては、本人確認書類にならない書類であるため、通知カードの表面記載事項の内容に変更や住所異動があった場合についての手続き及び記載を厳格に行う必要はないと考える。

窓口事務の円滑な運用や市民の手続きの省略や待ち時間の短縮、通知カード再交付にかかる経費の削減のためにも通知カードの表面記載事項の変更届等については不要とするよう制度改正が必要と考える。

〇当市は外国人実習生の割合が多く、転入・転居の際に一度に 10~20 人がまとまって手続きされることもある。外国人の異動の場合、異動届の入力のほかに在留カードに新たな居住地を記載し、さらに通知カード・個人番号カードの券面変更事項を記載しなければならないため、その間対応する事務職員の数が不足し、一時的ではあるが窓口での待ち時間増大の原因となっている。

○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。これ

により、住所変更による通知カードへの追記だけでも、年間約6万3千枚の追記事務が増大し、住所異動の繁忙期においては最大約700枚/日の事務が増大している。

これにより、住民異動の窓口において事務処理時間及び待ち時間が増大し、区民サービス低下の大きな要因となっている。また、増大した事務作業のための人件費も区市町村の大きな負担になっている。

この様な状況の中、次の理由により、通知カードの券面変更事項の追記事務について、「住所変更」については追記の対象から除外する本提案について賛同する。

- ①通知カードの交付目的は個人番号を通知し当該個人番号を確認するためのものであり、一般的な本人確認書類としては利用できない。また、個人番号の確認においては、通知カードに記載された氏名・生年月日により対象個人を特定できるため、常に最新の住所を追記する必要性に欠ける。
- ②通知カードの追記事務は法定受託事務の対象外とされているため、全国の区市町村において当該追記事務のための費用負担が発生しているが、真に必要のない事務を見直すことにより、地方財政の健全化に寄与する。
- ③都市部では人口流動が激しく、頻繁に住所異動を行う者も多く見受けられ、通知カード追記欄の余白が無くなることによる再交付が今後増大すると見込まれる。住所変更の追記を除外することにより、通知カード再交付件数を抑制し、通知カード所持者の手続きの負担軽減、通知カードの再交付に係る経費(国庫補助)の削減が図られる。
- 〇住民異動事務の際、通知カード及びマイナンバーカードに券面事項の追加が必要であるため、住民の待ち時間が増えている。

また、通知カードについては、カードを規定の大きさに裁断する必要があるが、裁断機は高額で購入が難しく、 裁断を手作業で対応しているため、住民異動が多い時期は、待ち時間の増大となっている。

○通知カードの追記については、カードを切り取らずに持参する方が多いため、破かないように注意して切り取り、誤りがないように二重チェックで住所等を記載しており、事務量の増大を生んでいる。

これに伴い、1件の異動処理にかかる時間も増大しており、住民の待ち時間は繁忙期最大5時間超となった。 また、転入・転居届出時に通知カードを持参しない住民も多く、後日そのために再来庁していただき、券面事項変更届を記載していただく必要が生じ、住民にとっても手間となっている。

通知カードは本人確認書類とならないことは、総務省からの通知でも明らかにされており、券面記載事項の変更に伴う追記は必要ないと考えられる。

〇マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務 に追加された。

従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっている。

当区においては、年間の転入者約 44,000 人(国外転入除く)、区内転居者約 30,000 人計 74,000 人全員の通知カード、マイナンバーカードの券面記載(追記)をしなければならない。転入、転居以外にも戸籍届による氏名変更に伴う券面記載も必要になる。マイナンバーカード、券面記載の変更の他に券面アプリケーション、券面入力補助の更新、希望者には署名用電子証明書の更新を行わなければならない。また3~4月の繁忙期は、年間の転入・転居届出の 40%が集中する。

追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。

通知カードは本来、個人番号を住民に通知するのが目的で、本人確認書類として使用できないので、変更事項の券面記載は必要ないのではないか。番号制度上、個人番号と最新の住所の記載が必要ならば、コストがかかるカード形式ではなく、改ざん防止用紙を用いた「個人番号通知」を住所等変更の度に統合端末または既存住基端末から、印刷し交付する方式で十分ではないか。

〇通知カードは一般的な本人確認書類としては利用できないこと及びその主な目的が名称にもあるとおり本人 への番号通知であること並びに紙製のカードは保管状態次第で裏書が不能となる状態になりやすいことを踏ま え、番号通知後のカード所持者の手続きの負担軽減及び混雑期における市区町村の事務負担の軽減のため、通 知カードへの住所の裏書を廃止するよう要望する。

実際の事務処理にあたっては、カードを持参しない例が散見され、裏書を実施できないことが多い。そのための 再来所を求めることの住民負担は極めて重い。加えて、カードの裏書欄に限りあることも勘案のうえ、住民異動 の多い時期は特に大都市圏では住民にとっても窓口での待ち時間増大の要因となっていることも併せてその裏 書をしないことを切に要望するものである。

各府省からの第1次回答

個人番号利用事務等実施者が、個人番号の提供を受けるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第16条の規定により、本人確認の措置として、一般的には個人番号カードの提示か通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示が必要となる。

本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合には、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載されている書類の提示が必要となるところ、出生の年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することとなるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、個人番号の提供の際の本人確認ができないこととなる。

このために、番号利用法等において、通知カードの追記欄に、変更に係る事項の記載が必要としているところである。

農林水産省 第1次回答

管理	番号	8	提案区分	B 地方に対	対する規制緩和	提案分野	農業•農地		
提案哥	事項(事:	項名)							
Ę	農業災害補償法の規定により市町村が行う共済事業の義務付けの緩和								
提案因	団体								
ſ	伊丹市								
制度0	制度の所管・関係府省								
馬	農林水產	筐省							
求める	る措置の)具体的	内容						
	農業災害補償法第85条の7で準用する同法第85条第1項の規定により、市町村が共済事業を行う場合に「必須事業」となっている「家畜共済」について、「任意事業」として整理していただきたい。								
具体的	的な支障	事例							
	斉の加入	勢の変(く者がい)	ない現状であ	3 .			咸しており、地域によっては家畜共		

本市においては、家畜共済の対象畜産農家は1戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市の土 地利用の状況から、今後新たな畜産業が展開される可能性も低い。

また、昭和48年度に伊丹市農業共済組合の運営が困難となり、本市に農業共済事業が移譲されて以降、現在に至るまで、本市で家畜共済の引き受けを行った事例は無く(「兵庫県農業共済統計年報」より)、市としては家畜共済が必要ではない状態である。

【具体的支障事例】

共済の需要がないのも関わらず、「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業 共済条例に「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならず、農業共済関係法令の改正がある毎に同条 例の改正を行わなければならないため、従事する職員の事務的負担が生じている。

また、本市では農業共済組合等の合理化(1県1組合化)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、 兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目途が立っておらず、それも困難な状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- (1) 自治体が、地域の実態に応じた共済制度の設置を選択できるようになることで、地域に真に必要な事業の適正な運営の確保に注力できるようになる。
- (2) 職員の事務負担軽減を図ることが出来る。

根拠法令等

農業災害補償法第85条の7

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—		

各府省からの第1次回答

農業災害補償制度については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行い、必要な法制上の措置を講じることとしているところ、共済事業を行う市町村においてご指摘のような問題があることも確かであるので、本件については、農業災害補償制度の全体の見直しの中で、問題を解消できるよう検討を進めて参りたい。

農林水産省 第1次回答

管理番号

74

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業•農地

提案事項(事項名)

農業共済保険審査会の必置義務の見直し

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業災害補償法(以下「法」という。)第 143 条の2の規定により存置されている都道府県農業共済保険審査会 (以下「審査会」という。)について、審査事案が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置で きるよう必置義務を見直してほしい。

具体的な支障事例

【提案の背景】

本県においては、昨年県内4つの農業共済組合が合併・1組合化したことで、農業共済組合連合会が解散となった。

そのため、法第 131 条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」ことはなくなった。

また、法第 142 条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険歩合(共済金額に係る各組合と連合会の負担割合)について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て同率・据置きで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。

なお、連合会解散後は通常責任保険歩合を定める必要はない。

【具体的支障事例】

都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、 任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任依頼の説明などを 行う必要があるほか、委員からは開催の目処がない審議会の委員に就任する必要性を問われるなど、苦慮して いる状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

審査会に係る事務の負担軽減により本来業務の効率化が図れる。

根拠法令等

農業災害補償法第 131 条、143 条の2 都道府県農業共済保険審査会規程

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

群馬県、埼玉県、福井県、静岡県、京都府、香川県

- 〇 本県では昭和61年2月以降、開催実績はなく、平成16年9月に審査会の在り方を見直し、非常設の審査会とし、審査案件が発生したときに委員を委嘱することとしている。平成16年9月以降、開催実績がなく、委員の委嘱もしていないが、事務軽減のため必置義務の見直しは必要と考える。
- 〇 本県においては、平成22年4月から農業共済組合が1組合化しており、法第131条の規定による審査を行うことがなくなった。また、昭和61年以降、農業共済保険審査会の開催実績はない状況である。長年開催実績がなく、今後の開催も殆ど見込まれないことから、必置義務の見直しが必要と考える。
- 〇 本府も平成 25 年度に4つの農業共済組合と連合会が合併し、1 特定組合化したことから、法第 131 条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」ことはなくなった。また、法第 142 条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、共済掛金率の算定等、国から示されている作成要領に基づき、前例に従って機械的に算定する場合は、審査会への諮問・答申手続きを経ないこととしたため、平成 13 年度以降開催実績はない。現在、同審査会は「休止」扱いと、委員への委嘱は行わず、諮問事項が生じた場合に、その都度委員の委嘱(任命)を行って開催することとしている。
- 〇 本県では、来年度1組合化することが予定されていることから、農業共済組合連合会が解散となる。そのため、石川県と同様に、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」ことはなくなると考えられる。また、法第143条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、開催は殆ど見込まれない状況である。(昭和61年以降開催の実績はない。)以上より、当該審査会の必置義務の見直しが必要と考える。
- 〇 本県は、平成 15 年に1組合化して連合会を解散したため訴が起こることは事実上なくなったほか、知事の 諮問に応じた調査審議も過去に行ったことがなく、審査会を常設する必要性は非常に低い。必置義務の見直し により、行政運営の簡素化が図られる。
- 〇 本県においても農業共済組合は県内単一の組合となっており、法第 131 条の規定の適用はない状況である。また、法第 142 条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、昭和 56 年度以降、長期にわたり開催していない状況である。都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任していただく必要がある。

各府省からの第1次回答

農業災害補償制度については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行い、必要な法制上の措置を講じることとしているところ、都道府県農業共済保険審査会についてはご指摘のような問題があることも確かであるので、本件については、農業災害補償制度の全体の見直しの中で、問題を解消できるよう検討を進めて参りたい。